

鳥取市がんばる地域プラン事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市がんばる地域プラン事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、市又は鳥取いなば農業協同組合が策定した農業の生産額拡大や担い手育成などを目指した取り組みについての計画（以下「プラン」という。）の実現を支援することにより、地域の活性化や雇用の創出を図ることを目的として交付する。

(補助事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、がんばる地域プラン事業実施要領（平成24年3月29日付け第201100200469号鳥取県農林水産部長通知。）5の（4）に基づいて認定されたプランにおいて実施される事業のうち、別表第1欄に掲げるものとする。ただし、当該事業の事業費の額（プランによる事業期間の総額）は、別表第2欄に掲げる額を上限とする。

2 補助事業は、農業分野（特用林産物を含む。）に関するものとし、土地基盤の整備に関するものは対象としない。

3 補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、別表第3欄に掲げる者とする。

(補助金の交付)

第5条 本補助金は、別表第4欄に掲げる補助事業の実施に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の額から仕入控除税額（当該補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除いた額に同表第5欄に定める率を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 規則第4条の規定による本補助金の交付申請（以下「交付申請」という。）は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。

3 交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでない場合は、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額について前条の規定により算定した額の範囲内で交付申請をすることができる。

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、補助金の増額以外の変更とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から14日を経過する日又は本補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 補助対象事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が、交付申請時の仕入控除税額（以下「申請控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助対象事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（申請控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該申請控除税額）を超えるときは、様式第2号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(処分を制限する財産)

第10条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

2 規則第16条第4号の市長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するための処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの。

(収益納付)

第11条 補助対象事業者は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助対象事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の補助事業から適用する。

2 この要綱は、平成25年10月1日から施行し、平成25年度の補助事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

1 補助事業	2 事業費上限額	3 補助対象事業者	4 補助対象経費	5 補助率
プラン支援事業 (1) 推進事業 (2) 整備事業	広域 3億円 市 3億円 旧村地域 1億円 (5年間の総額) 集落 3千万円 (3年間の総額。ただし、 鳥取県の審査会におい て全県のモデルになる と判断された場合、推進 事業については4年間 又は5年間の総額とす ることができる。)	鳥取いなば農業協同組合 任意組織 集落営農法人 農業公社 社会福祉事業を行う法人 市が設立した法人（第三セ クター）	がんばる地域プランの実現 に向けた推進事業、整備事 業に係る経費。ただし、工 事費及び委託費について は、県内事業者が施行又は 実施したもの（やむを得な い事情により県内事業者へ の発注が困難であるとあら かじめ市が認めた場合を含 む。）に限る。	推進事業2／3（ソフト） 整備事業1／2（ハード）

様式第1号（第6条関係）

年度鳥取市がんばる地域プラン事業計画（報告）書及び収支予算（決算）書

1 プラン名
(事業区分)

2 プラン作成主体名

3 事業実施方針

4 事業の内容

区分	実施主体	種目・項目	数量	単 価	金 額	備 考
推進事業				円	円	
		小 計			円	
整備事業				円	円	
		小 計			円	
合 計					円	

- (1) 種目・項目欄には区分毎に記載し、本事業により機械・施設等の導入を予定している場合には、上段に名称を記載し、下段に仕様を括弧書きで記載すること。
- (2) 備考欄には、機械・施設等の導入を行う場合は、導入予定場所を集落名等で記載すること。
- (3) 事業を行うに当たって、事業実施主体が自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、備考欄に「融資該当有」と記載の上、別紙1に融資の内容を記載して添付すること。なお、記載した融資を受けようとする金額以外の項目に変更がある場合は、別紙1に改めて融資の内容を記載して添付すること。

5 事業費の内訳

区分	実施主体	事業種目	事業費	内訳		備考
				市補助金	その他	
推進事業			円	円	円	
整備事業			円	円	円	
	合 計		円	円	円	

6 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
市補助金	円	円	円	円	
その他	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

7 事業完了予定（事業完了）年月日

8 県内事業者への発注（工事請負費及び委託費に限る。）が困難である場合の理由
（県内事業者への発注が困難であることがあらかじめ判っている場合に理由を記載）

9 添付資料等

- (1) 「組織の規約」、定款及び支援事業の実施が承認された「総会議事録」の写し
※ 任意組織、農協、集落営農法人、農業公社、社会福祉事業を行う法人、第三セクターの場合
- (2) 事業費の詳細がわかる資料（見積書等）
- (3) 機械等の詳細なカタログ並びに施設等の部材の積算資料、図面等、プランに掲げた目標を達成するために必要な性能及び規模・内容であることが十分に比較・判断される資料
- (4) 特定のメーカーの機種を選定する場合は、「機種選定理由」
選定理由には、他のメーカーとの機能比較（客観的に判断できる資料）により、プランの目標を達成するために必要不可欠な理由を記載すること。
- (5) 施設を建設する場合は建設予定地の地目・地番のわかる資料
農地・建築等に関する関連法令等（農地法・農振法等）の手続がわかる資料
- (6) 実績報告時には、事業費が確認できる資料（領収書、売買契約書の写し等）
- (7) 施設を開設する場合で食品衛生法に基づく営業許可が必要な場合は、許可証の写しなど手続がわかる資料

別紙 1

種目・項目	補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額 (融資を受けた金額)	償還年数	その他
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	

※記入欄は、必要に応じて追加すること。

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

事業実施主体

印

年 月 日付け鳥取市指令受 第 号で交付決定のあった鳥取市
がんばる地域プラン事業費補助金について、鳥取市がんばる地域プラン事業費補助金交
付要綱第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 鳥取市補助金等交付規則第12条の2に基づく確定額
（ 年 月 日付け 第 号に
よる額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3-2） | 金 | 円 |

（注）事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。